2　法第三十一条の六第三項の規定により児童又は配偶者のない男子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。以下この項において同じ。）に前項に規定する資金を貸し付けることができるのは、当該資金の貸付けを受けていた配偶者のない男子の死亡の際当該児童又は配偶者のない男子の二十歳以上である子等が次の各号のいずれかに該当する場合（生存している母のうちに次の各号の事情のいずれにも該当しない者がある場合を除き、当該資金の貸付けに係る第三十一条の六第四項の保証人がある場合にあつては、その同意があつたときに限る。）とする。

一　母と死別していること。

二　母の生死が明らかでないこと。

三　母から遺棄されていること。

四　母が海外にあるためその扶養を受けることができないこと。

五　母が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つているためその扶養を受けることができないこと。

六　母が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができないこと。

（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）

第三十一条の四　第六条第一項の規定は法第三十一条の六第四項に規定する政令で定める事業について、第六条第二項の規定は法第三十一条の六第四項に規定する同項第一号に掲げる者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第六条第二項中「同号」とあるのは、「法第三十一条の六第四項第一号」と読み替えるものとする。

（貸付金額の限度）

第三十一条の五　法第三十一条の六第七項に規定する父子福祉資金貸付金（以下単に「父子福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　法第三十一条の六第一項第一号に規定する資金であつて、事業を開始するのに必要なもの（以下「父子事業開始資金」という。）　二百八十三万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける父子事業開始資金については、四百二十六万円）

二　法第三十一条の六第一項第一号に規定する資金であつて、事業を継続するのに必要なもの（以下「父子事業継続資金」という。）　一回につき百四十二万円

三　法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金（以下「父子修学資金」という。）　イからハまでに掲げる父子修学資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者のない男子が扶養している当該児童に係る父子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額

イ　高等学校又は専修学校に就学する児童（配偶者のない男子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。）（専修学校にあつては、高等課程を履修する児童に限る。）に係る父子修学資金　就学期間中月額四万五千円（当該配偶者のない男子と同居する児童及びこれに準ずると認められる児童以外の児童（ロにおいて「自宅外通学の児童」という。）にあつては、五万二千五百円）

ロ　大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童（専修学校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。）に係る父子修学資金　就学期間中月額八万千円（自宅外通学の児童にあつては、九万六千円）

ハ　専修学校に就学する児童であつて、一般課程を履修するものに係る父子修学資金　就学期間中月額四万六千五百円

四　法第三十一条の六第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない男子が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの（以下「父子技能習得資金」という。）　知識技能を習得する期間中五年を超えない範囲内において月額六万八千円

五　法第三十一条の六第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない男子が扶養している児童又は配偶者のない男子の二十歳以上である子等が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの（以下「父子修業資金」という。）　知識技能を習得する期間中五年を超えない範囲内において月額六万八千円（修業施設において知識技能を習得する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者のない男子が扶養している当該児童に係るものについては、六万八千円に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額）

六　第三十一条第一号に規定する資金（以下「父子就職支度資金」という。）　十万円（通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合にあつては、三十二万円）

七　第三十一条第二号に規定する資金（以下「父子医療介護資金」という。）　イ又はロに掲げる父子医療介護資金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　医療を受ける配偶者のない男子又は配偶者のない男子が扶養している児童に係る父子医療介護資金　五十万円

ロ　介護を受ける配偶者のない男子に係る父子医療介護資金　三十四万円（特に経済的に困難な事情にあると認められる場合にあつては、四十八万円）

八　第三十一条第三号から第六号までに規定する資金（以下「父子生活資金」という。）　イからニまでに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、ハに掲げる期間中の父子生活資金の貸付金額の合計額は、二百四十万円を超えることができない。

イ　知識技能を習得している期間　月額十四万千円

ロ　医療又は介護を受けている期間　月額十万三千円

ハ　第三十一条第五号に規定する期間（次条第一項において「生活安定貸付期間」という。）　月額十万三千円

ニ　失業貸付期間　月額十万三千円

九　第三十一条第七号に規定する資金（以下「父子住宅資金」という。）　一回につき二百万円

十　第三十一条第八号に規定する資金（次条第一項において「父子転宅資金」という。）　一回につき二十六万円

十一　第三十一条第九号に規定する資金（以下「父子就学支度資金」という。）　イ又はロに掲げる父子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　小学校若しくは中学校へ入学する児童、高等学校若しくは専修学校へ入学する児童（配偶者のない男子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。）又は修業施設へ入所する児童に係る父子就学支度資金　十六万円（私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する児童にあつては、四十二万円）

ロ　大学、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童（専修学校にあつては、専門課程へ入学する児童に限る。）に係る父子就学支度資金　三十八万円（私立の大学、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童（専修学校にあつては、専門課程へ入学する児童に限る。）にあつては、五十九万円）

十二　第三十一条第十号に規定する資金（次条第一項において「父子結婚資金」という。）　三十万円

（貸付方法及び利率）

第三十一条の六　父子福祉資金貸付金の据置期間及び償還期限は、次のとおりとする。

資金の種別	据置期間	償還期限
父子事業開始資金	貸付けの日から一年間	据置期間経過後七年以内
父子事業継続資金	貸付けの日から六箇月間	据置期間経過後七年以内